



高松市告示第185号

郵便局における特定の事務等の取扱業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び高松市会計規則第44条第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

高松市長 大西 秀人

- 1 指定公金事務取扱者の名称
日本郵便株式会社
四国支社長 紀井 哲
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
愛媛県松山市宮田町8-5
- 3 指定公金事務取扱者指定の日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託する公金事務の内容
税務関係、戸籍関係等各手数料の徴収事務